

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3：労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること 施策目標3-3-1：被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと
	政策の達成目標	労働者に業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護を図るために、必要な労災保険給付を行うことを通じて、セーフティネット機能の強化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	既存の労災保険給付については、すべて労災保険法により非課税措置が適用されており、複数就業者に係る労災保険給付の見直しについても、他の保険給付と同様の取扱いとすることが適当である。
ページ		14— 2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>労災保険給付に係る非課税については、制度見直しに合わせて平成 17 年度に非課税措置の税制要望を行った。</p>
ページ	14 — 3